平成２３年（フ）第６０４５号
東京都世田谷区等々力８丁目17―14
破産者　塚元　一郎
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０５６号
東京都豊島区西巣鴨４丁目31―８―202
破産者　岡部　孝司
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０６０号
東京都江東区北砂１丁目13―８―307
破産者　松下　健一
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０６７号
東京都狛江市東和泉４丁目４―５―404
破産者　高瀬　美和
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０８７号
東京都立川市柴崎町４―６―19、住民票上の住所神奈川県横浜市南区大岡１丁目38―12―301
破産者　柏木　睦美（旧姓田中）
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０９８号
東京都葛飾区東新小岩６丁目４―４　コート・ＭＴ201　関矢方
破産者　柳沼富士子
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１００号
東京都世田谷区世田谷４丁目７―６―306
破産者　大内　藤夫
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１３３号
東京都江東区大島３丁目30―３　大久保荘１Ｆ
破産者　鶴見　　進
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１６７号
東京都荒川区南千住３丁目６―16　白鬚ハウス
破産者　上原伸太郎
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１８５号
東京都新宿区下落合４丁目１―９―201
破産者　淺沼　房男
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１８６号
東京都新宿区下落合４丁目１―９―201
破産者　淺沼　明美（旧姓高藤）
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１９２号
神奈川県横浜市磯子区中浜町13―11　古家方
破産者　辻　　泰宏
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２１３号
東京都荒川区町屋２丁目23―13―102、開始決定時の住所山口県山口市矢原1086―１　石津住宅Ｄ号
破産者　井上　淡海
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２１４号
東京都荒川区町屋２丁目23―13―102
破産者　井上　弘枝
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２４６号
埼玉県川口市大字安行367―２
破産者　小山　　悟
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２５７号
埼玉県川口市芝中田２丁目６―29―101
破産者　浜田　静雄
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２６４号
神奈川県鎌倉市山崎1390　レーベンスガルテン山崎６号棟202
破産者　山本　宣之（旧姓小崎）
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２７１号
埼玉県草加市神明２丁目７―14―201
破産者　中山　　泰
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３０３号
東京都大田区蒲田２丁目７―２
破産者　アルファワークこと　森田　尚弘
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３１０号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北４丁目10―21
破産者　田村　正美
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４４７号
東京都品川区南品川１丁目５―１―202
破産者　源田　利夫
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４４８号
東京都品川区南品川１丁目５―１―202
破産者　源田　洋子（旧姓三浦）
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部